

回答書に対する御礼

令和4年1月24日

東京都港区虎ノ門4-1-1
神谷町トラストタワー5階
株式会社エイチ・アイ・エス
代表取締役 澤田 秀雄 殿

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松 久 三四彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55
ほくろうビル3階

TEL：011-221-5884 FAX：011-221-5887

冠省

当法人の貴社に対する令和3年9月6日付質問書に対し、令和3年10月4日付で貴社からご送付いただいた回答書を受領しました。懇切なご回答をくださり、誠にありがとうございます。

質問事項1への回答につきましては、商品券不着の場合の処理の詳細をご教示くださり、ありがとうございます。「貯めチャオ」約款（以下「本約款」といいます。）第8条第2項前段が、不着時に直ちに商品券引渡債務を消滅させる意図ではなく、消滅時効期間経過後のやむを得ない処分を想定した規定であることを理解しました。

質問事項2への回答につきましては、本約款第10条に関して、当事者双方の責めに帰することができない事由により商品券の引渡しが可能となった場合の解除権についてもカバーされるような修正をご検討いただけるとのこと、ありがとうございます。

質問事項3への回答につきましては、本約款第10条第1項後段を民法の民事法定利率をベースとした修正をご検討いただけるとのこと、ありがとうございます。

います。

質問事項4への回答につきましては、本約款第10条2項が、実質的に一部解除の規定であって、それにより実際に支払われた割賦金の範囲内に契約を縮減することを目的とするものであることを理解しました。そうであるならば、むしろその実質どおりに一部解除として規定した方が、簡明であって、消費者契約法第3条の趣旨に適うのではないかとの印象を受けております。

また、来年1月1日(予定)付で本約款を改訂する予定であることをご教示くださり、ありがとうございます。

なお、これまでやり取りさせていただいた質問書及び貴社の回答書につきましては、当法人のウェブサイト上ですでに公表しておりますが、本書面につきましても同様に公表させていただきますことを申し添えいたします。

草々